

重要事項說明書

(訪問介護)

利用者： 様

株式会社YUA

ヘルパーステーション なないろ



訪問介護重要事項説明書

[令和 7年 9月 1日現在]

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

TEL 076-493-7716

重要事項説明者 小河 孝英 / 管理責任者 小河 孝英

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ヘルパーステーションなないろ
所在地	富山市長江本町18番1号
介護保険指定番号	1670114881
サービスを提供する地域	富山市

(2) 事業の目的

利用者の居宅に訪問介護員等を派遣し、食事、入浴、排せつの介護その他の日常生活上の援助を行う訪問介護サービスを提供することを目的とする。

(3) 運営方針

利用者の心身の状況、利用者の希望等の把握に努め、可能な限り有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう食事、入浴、排せつの介護その他の日常生活上の援助を行う。

(4) 営業時間

月～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

土・日・祝日・12月30日～1月3日は休業

(5) 職員体制

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名	名	業務指導・管理
サービス提供責任者	1名	名	サービスの調整、訪問介護計画書の作成
サービス従業者	11名	2名	訪問介護
介護福祉士	6名	2名	
介護職員初任者研修修了者あるいは介護職員実務者研修修了者	1名	名	

(6) サービス提供の時間帯

※ 24時間対応します。但し、時間帯により料金が異なります。

3 サービス内容

- ①身体介護
 - ・食事介助 　・入浴介助 　・排泄介助 　・清拭 　・体位変換 等
- ②生活援助
 - ・買い物 　・調理 　・掃除 　・洗濯 等
- ③その他サービス
 - ・介護相談 等

4 利用料金

付属別紙「利用料金表」参照

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合、その他必要な場合は、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

6 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

7 秘密保持

従業者は業務上知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者および当該家族の個人情報を用いません。

8 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情窓口

当事業所の訪問介護に関するご相談・苦情を承ります。管理者までお申し出ください。

(2) その他

当事業所以外に、市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

富山市介護保険課	076-443-2041	富山市新桜町7番38号 (富山市役所内)
富山県国民健康保険団体連合会	076-431-9833	富山市下野字豆田995番地3 (市町村会館内)
富山県福祉サービス適正化委員会	076-432-3280	富山市安住町5番21号 (サンシップとやま内)

9 ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10 虐待の防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものを含む）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 訪問介護員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものを含む）をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催します。その結果を、訪問介護員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13 当社の概要

名 称	株式会社 YUA
所 在 地	富山市長江本町 18 番 1 号
代 表 者	代表取締役 杉森 勝志
電 話 番 号	076-493-7716
事 業 内 容	訪問看護／居宅介護支援／有料老人ホーム／訪問介護

【付属別紙 利用料金表】

1. 身体介護中心型

サービス内容	提供時間	単位	※以降30分を増すごとに82単位を加算 ※引き続き20分以上の生活援助を行なったときは、65単位を加算
身体介護	20分未満	163	
	20分以上 30分未満	244	
	30分以上 1時間未満	387	
	1時間以上 1時間30分未満	567	

2. 生活援助中心型

サービス内容	提供時間	単位	
生活援助	20分以上 45分未満	179	
	45分以上	220	

3. 加算料金

加 算	加 算 内 容	単位
初回加算	新規にサービス提供を受ける時に、訪問介護計画書を作成し、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が訪問介護を行うか、同行訪問をした場合に加算	200
緊急時訪問介護加算	利用者や家族からの要請を受けて緊急時のサービスを提供した場合、身体介護の利用料金にあわせて加算	100
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算	所定単位数の224/1000

* 1単位あたり 10.21 円となります。

*8時～18時の通常時間帯以外の利用料金は、次のとおり割増料金が加算されます。

早朝(6時～8時)	夜間(18時～22時)	深夜(22時～6時)
25%	25%	50%

*2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常料金の2倍の料金をいただきます。

令和 年 月 日

サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 住 所 富山市長江本町18番1号

名 称 株式会社 YUA

代表者 杉森 勝志 印

事業所 住 所 富山市長江本町18番1号

名 称 ヘルパーステーションなないろ

管理者 小河 孝英 印

説明者 印

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受け、了承しました。

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代筆者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

本人との続柄 _____